

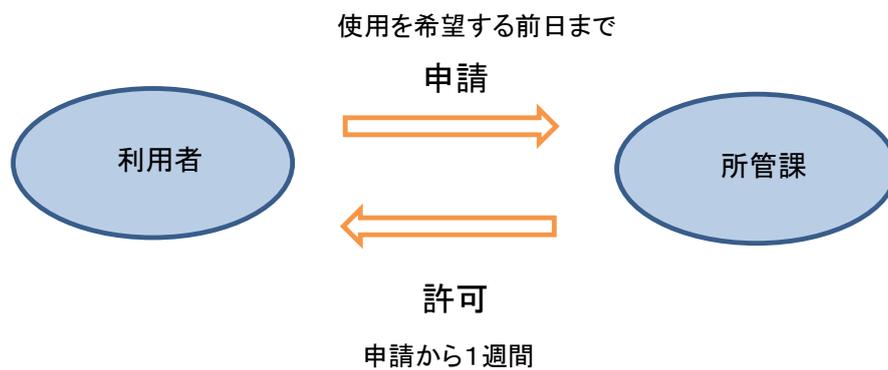
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 11

処 分 名	多目的競技場特別設備設置許可	
処 分 の 概 要	多目的競技場に特別な設備の設置を許可する。	
根 拠 法 令 名	松山中央公園多目的競技場条例(平成16年条例第34号)	
条 項	第10条	
所 管 課	競輪事務所	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	1週間	
標準処理期間	計	1週間
判 断 基 準	<p>松山中央公園多目的競技場条例第4条に該当しないことを基準とする</p> <p>【根拠法令等】 松山市中央公園多目的競技場条例</p> <p>第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、競技場等の使用を許可しない。                  (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。                  (2) 競技場等(備品等を含む。第11条第2号及び第13号において同じ。)を毀損し、又は滅失するおそれがあるとき。                  (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が競技場等の管理上支障があると認めるとき。</p> <p>第10条 使用者は、競技場等に特別の設備を設置し、又は既存の設備に変更を加えようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。